

次期「あいち交通ビジョン-第二次愛知県地域公共交通計画」(仮称) の策定について

1 策定主旨

現行の「あいち交通ビジョン」及び「愛知県地域公共交通計画」が2026年度に取組期間の満了を迎えることから、統合する形で新たな交通ビジョンを策定する。

人口減少下における公共交通のあり方や利便性の高い公共交通ネットワークの構築などに向けて、県としてのビジョンを示すとともに、法定計画である愛知県地域公共交通計画として、その実現に向けた方針や取組を示す。

2 計画期間

県の上位計画である「あいちビジョン2030」に合わせ、2040年頃の社会経済を展望しつつ、交通を取り巻く状況の変化に柔軟かつ適切に対応していくため、2027年度から2030年度までの4年間を取組期間とする。

3 策定体制

≪愛知県公共交通協議会 作業部会≫

区 分		概 要
学 識 者		松本教授【部会長】(名城大学 理工学部 社会基盤デザイン工学科) 松尾准教授(豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系) 浦田教授(名古屋大学 大学院情報学研究科 社会情報学専攻) 宮脇准教授(名古屋大学 大学院環境学研究科 都市環境学専攻)
交 通 事 業 者	団体	愛知県バス協会、愛知県タクシー協会、名古屋タクシー協会、 東海北陸旅客船協会
	鉄道	JR 東海、名鉄、名古屋市交通局
	バス	名鉄バス、豊鉄バス、知多乗合、名鉄東部交通、あおい交通
経 済 界		愛知県商工会議所連合会、中部経済連合会
行政機関	国	中部運輸局交通企画課、中部運輸局愛知運輸支局、 中部地方整備局広域計画課
	県 (オブザーバー)	地域振興室、多文化共生推進室、地球温暖化対策課、障害福祉課、 高齢福祉課、水素社会実装推進課、次世代モビリティ産業課、就業促進課、 観光振興課、都市計画課、航空空港課、高等学校教育課
	市町村	名古屋市、一宮市、半田市、豊田市、岡崎市、豊橋市

(今後のスケジュール)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
●		● 協議会① ・現ビジョンの フォローアップ ・次期ビジョンの 策定について		● 作業部会② ・素案		● 作業部会③ ・素案修正案 ・パブコメ案	● 協議会② ・素案修正案 ・パブコメ案	→ パブコメ		● 協議会③ ・最終案	● 作業部会④ ・最終案	● ビジョン策定

(参考) 現行の「あいち交通ビジョン」と「愛知県地域公共交通計画」の概要

1 現行の「あいち交通ビジョン」の概要

- ・取組期間：2022年度から2026年度までの5年間
- ・目指すべき姿：危機を乗り越え、輝く未来へつなぐ あいちの交通
～モビリティ先進県を目指して～
- ・施策の方向性：交通分野で取り組む施策の方向性を示し、国・県・市町村・交通事業者・県民等の連携した取組を促進する。

1 まもる	・持続可能な移動手段の確保・充実 ・誰もが安心して快適に移動できる環境の創出 ・安全な交通サービスの提供
2 たかめる	・スーパー・メガリージョンのセンターを担う大都市圏づくり
3 ひきつける	・観光交流を促進する交通ネットワークの充実 ・ジブリパークを活かした県内周遊観光の促進
4 つなぐ	・まちづくりと連携したコンパクト・プラス・ネットワークの構築
5 へらす	・環境と調和した自動車利用 ・航空・港湾分野における脱炭素化の推進

2 現行の「愛知県地域公共交通計画」の概要

- ・計画期間：2024年度から2026年度までの概ね3年間
- ・目指す公共交通像：安心・便利な暮らしと、活発な経済活動を支える公共交通の維持・充実
- ・主な県の施策：目指す公共交通像の実現に向け、3つの基本方針に基づき、取組を推進する。

方針1 広域的な移動を支える幹線 軸の維持・充実	・国内外ともつながる広域交通の充実 ・県民の暮らし、経済活動を支える市町村間交通の維持・充実
方針2 公共交通ネットワークを支 える仕組みづくり	・日々の暮らしに便利な市町村内交通の支援 ・官民連携、他分野連携を実現するための制度、仕組みの構築
方針3 公共交通をみんなで使い、支 え、育てる意識の醸成	・県民、来訪者等の個人単位の積極的利用を促す取組の実施 ・事業者、学校等の組織単位の積極的利用を促す取組の推進

(補足) 地域公共交通計画策定の必要性

2020年11月の「地域公共交通活性化再生法」の改正により、地方公共団体に対して地域公共交通計画の策定が努力義務化されるとともに、乗合バスに係る地域公共交通確保維持事業に基づく国庫補助において、補助対象系統を沿線地域の地域公共交通計画に位置付けることが補助要件として加えられている。(計画制度と補助制度の連動化)

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

(補助対象事業者)

第4条 本節における補助対象事業者は、(略)地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者又は地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成した活性化法定協議会とする。